

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2010 年 第 2 回 一部改正

2010 年 第 2 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 規則 第 74 号／達 第 89 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 7 月 27 日 理事会 承認

2010 年 9 月 13 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

B 編

船級検査

2010 年 第 2 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 規則 第 74 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 7 月 27 日 理事会 承認

2010 年 9 月 13 日 国土交通大臣 認可

2010 年 10 月 15 日 規則第 74 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

1 章 通則

1.4 検査の準備その他

1.4.5 試験，衰耗に対する処置等

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 艀装品，機器，部品等の交換

船舶に搭載された艀装品，機器，部品等を交換する場合には，当該艀装品等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については，交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は，2010 年 10 月 15 日から施行する。

3 章 年次検査

表 B3.1 を次のように改める。

表 B3.1 確認する書類及び図書

書類又は図書	確認事項
1 ローディングマニュアル	・ C 編 34.1.1 及び 34.3.1 又は CS 編 25.1.1 により備え付けが要求される船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。
2 復原性資料	・ 本船上に保管されていることを確認する。
3 損傷制御図及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料	・ C 編 33 章 により備え付けが要求される船舶について、承認された損傷制御図が本船上に掲示されていること及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料が本船上に保管されていることを確認する。
4 火災制御図	・ 掲示され、適正に格納されていることを確認する。
5 ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル並びにそれらの設備の閉鎖及び締付けに関する銘板	・ C 編 23 章 及び CS 編 21 章 により備え付けが要求される船舶について； ・ マニュアル：本船上に保管されていることを確認する。 ・ 銘板：掲示されていることを確認する。
6 貨物固縛マニュアル	・ 本船上に保管されていることを確認する。
7 イナートガス装置の取扱い及び動作説明書	・ R 編 4.5.5 によりイナートガス装置の備付けが要求されている船舶について、同説明書が本船上に保管されていることを確認する。
8 曳航及び係留設備配置図	・ C 編 27.2 又は CS 編 23.2 に規定する曳航及び係留設備配置図が本船上に保管されていることを確認する。
9 点検設備に関する手引書	・ C 編 35.2.6 又は CS 編 26.2.6 により備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。
10 油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船の検査に関する書類	・ 本船上に保管されていることを確認する。
11 塗装テクニカルファイル	・ C 編 25.2.2 , CS 編 22.4.2 , CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 により塗装テクニカルファイルの備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の記録が本ファイルに保管されていることを確認する。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2010 年 10 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5 章 定期検査

5.4 液化ガスばら積船の特別規定

表 B5.27(1)を次のように改める。

表 B5.27(1) 液化ガスばら積船の定期検査における追加要件

検査項目	検査内容
1 貨物タンク	下記について検査及び試験を行う。^(注1) (a) 全貨物タンクの内部検査 (b) 防熱されていない貨物タンクの表面検査あるいは防熱面の外観検査^(注2) この場合、特にタンクの支持装置を構成するチョック、タンクの支持材及びキー等の部分に注意する。検査員が必要と認める場合は、防熱材の取りはずしを要求することがある。 (c) 検査員が必要と認める場合は、タンク板の板厚計測を要求することがある。 (d) 独立型タンクタイプ B のタンクでは、承認された計画に従って非破壊検査を行う。なお、この計画は設計に応じて立案されたものでなければならない。独立型タンクタイプ B 以外の貨物タンクでは、検査員が必要と認める場合は、タンク板、主構造部材及び特に高応力が生じやすいと考えられる箇所^(注3)の溶接継手の非破壊検査を行う。<u>ただし、独立型タンクタイプ C にあつては、非破壊検査の全てを省略することは出来ない。</u> (e) 全貨物タンクの漏れ確認試験を行う。ただし、貨物ログブックの記録又はその他適当な方法によりガス漏れ検知装置が正常に作動して貨物タンクの漏れがなかったことが確認された場合、甲板下に格納された独立タンクについては、漏れ確認試験を省略して差し支えない。 上記(a)～(e)に規定する検査の結果により貨物タンクの保全性に疑義が認められた場合は、下記圧力による貨物タンクの水圧または水圧-空気圧試験を行う。 独立型タンクタイプ C：圧力逃し弁の最大許容設定圧力（以下、本編において「MARVS」という。）の 1.25 倍以上の圧力 独立型タンクタイプ A 及び B 並びに一体型タンク：それぞれのタンクの設計に応じた適当な圧力 (a)～(e)の検査に加えて、すべての独立型タンクタイプ C では偶数回目の定期検査で、次の i) 又は ii) に規定する検査を行う。 i) MARVS の 1.25 倍以上の圧力による水圧又は水圧-空気圧試験及び(d)に定める非破壊検査、又は ii) タンクの設計に応じて立案された計画に従った非破壊検査^(注4)
(後略)	

附 則（改正その 3）

- この規則は、2011 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2010 年 第 2 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 達 第 89 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 10 月 15 日 達 第 89 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B3 年次検査

B3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

B3.2.1 書類及び図書の確認

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 第 11 項にいう保守及び補修の記録は，MSC.1/Circ.1330 “Guidelines for maintenance and repair of protective coatings”に基づくことを推奨する。

附 則

1. この達は，2010 年 10 月 15 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。